

証券コード 6325
2019年5月31日

株 主 各 位

三重県名張市夏見2828番地

株式会社 9カキ9

代表取締役社長 松 本 充 生

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月20日（木曜日）午前9時30分 |
| 2. 場 | 所 | 三重県名張市南町822番地の2
名張産業振興センター 1階多目的ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.takakita-net.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

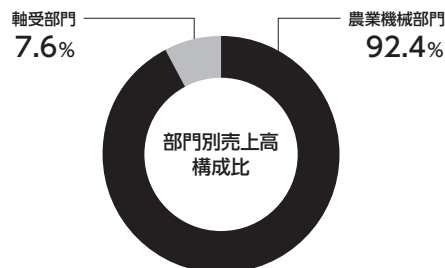
(添付書類)

事業報告

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

	第75期 (2018年度)	前事業年度比
売上高	71億47百万円	3.0%減
営業利益	6億32百万円	24.0%減
経常利益	6億83百万円	22.2%減
当期純利益	4億31百万円	30.8%減



(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、輸出・生産の一部に弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善や政府による各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や金融資本市場の変動の影響等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような情勢のもと、農業機械部門におきましては、ラップマシーンや北海道市場を中心とした大型マニアスプレッド等の新製品投入に加え、農業用除雪機スノーブロワおよび高品質な国産飼料増産に対応し食料自給率向上に寄与する細断型コンビラップや細断型ロールベアラ等、一部の製品の売上が堅調に推移したものの、国内の農業従事者の高齢化や農家戸数の減少といった構造的な要因に加え、国の畜産クラスター事業*1による導入の遅れもあり、国内売上高は減収となりました。また、韓国向けの輸出は増加したものの、中国向け輸出の減少により、海外売上高も減収となり、農業機械部門全体の売上高は減収となりました。

軸受部門におきましては、風力発電用軸受等の受注が減少しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は71億47百万円と前事業年度に比べ3.0%の減収となりました。利益面におきましては、売上高の減少に加え、雇用・所得改善や定年延長に伴う人件費、

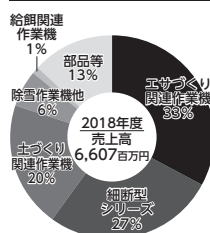
試験研究費、減価償却費等の増加の影響もあり、営業利益は6億32百万円と前事業年度に比べ24.0%の減益、経常利益は6億83百万円と前事業年度に比べ22.2%の減益、そして当期純利益は特別損失として投資有価証券評価損を計上しました結果、4億31百万円と前事業年度に比べ30.8%の減益となりました。

*1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

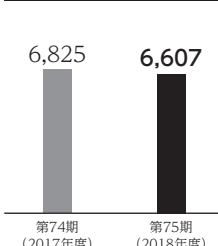
部門別の状況

農業機械部門

部門内売上高構成比



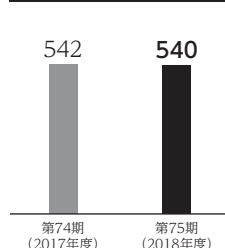
売上高 (単位: 百万円)



国内売上高は、ラップマシーンや北海道市場を中心とした大型マニアスプレッダ等の新製品投入に加え、農業用除雪機スノーブロワおよび高品質な国産飼料増産に対応し食料自給率向上に寄与する細断型コンビラップや細断型ロールペーラ等、一部の製品の売上が堅調に推移したものの、国内農業の構造的な問題に加え、国の畜産クラスター事業による導入の遅れもあり、減収となりました。また、韓国向けの輸出は増加したものの、中国向け輸出の減少により、海外売上高も減収となり、農業機械部門全体の売上高は66億7百万円と前事業年度に比べ3.2%の減収となりました。

軸受部門

売上高 (単位: 百万円)



風力発電用軸受等の受注が減少しました結果、売上高は5億40百万円と前事業年度に比べ0.5%の減収となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、5億93百万円であります。

その主なものは、農業機械部門における加工設備の新設（2億35百万円）や製品倉庫の新設および耐震補強工事による建物の取得（2億11百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、依然として不透明感が漂う中、国内農業の構造的な問題に加え、政府の農業政策の変化、異常気象や自然災害が発生した場合に大きな影響を受けることが懸念されます。また、軸受部門におきましては、風力発電の拡大に対する期待感はあるものの、産業界全体の設備投資の動向が大きな変動要因となってくるものと考えます。

このような状況のもと、主力の農業機械部門におきましては、中長期的な視点から当社の更なる成長をはかるとき、海外市場への進出が重要であると考えております。現在のところ中国山東省日照市に合弁会社を立ち上げ、中国市場を主なターゲットとし新規市場の開拓と当社製品の販売拡大に取り組んでまいります。

国内市場におきましては、引き続き農政に沿った、食料自給力の維持向上に寄与する「強い農業づくり」や「スマート農業」に対応する新製品の開発にスピード感を持って取り組み、シェア拡大に努めてまいります。

そして、独創的で圧倒的な仕様・品質・コストに基づく競争力・提案力と国産メーカーならではのサポート力の強化に努め、多様な市場ニーズに対応して売上の拡大をはかるとともに、業務効率の改善と生産性の向上に努め、原価低減活動による収益力の向上をはかり、事業の持続的な成長・発展を目指して業績の向上に取り組んでまいります。

また、軸受部門におきましては、徹底した納期・品質管理のもと加工技術と加工設備を活かし、生産効率の改善に努め、受注の拡大に取り組んでまいります。

なお、2019年4月から創業110周年を見据えた中期経営計画「Offensive110」のサードステージ（2019年4月から2022年3月）がはじまり、

「限りなき挑戦 強固な基盤 未来をかたちに Offensive110」
をスローガンに、次のビジョンを掲げております。

中期経営計画「Offensive110」（2013年4月から2023年3月）

企業ビジョン

ものづくりを核として、社会に貢献できる企業を目指します。

〔企業信頼〕

グローバルニッチであっても、競争力・提案力をつけ一流企業を目指します。

〔社会貢献〕

独自の価値観による商品提案で社会貢献を目指します。

〔顧客満足〕

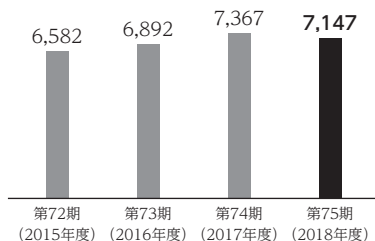
最高の商品とサービスを創造し、お客様に真の満足を提供します。

これらを達成するため常に「攻撃的・戦略的に攻める」を実践、実行してまいります。

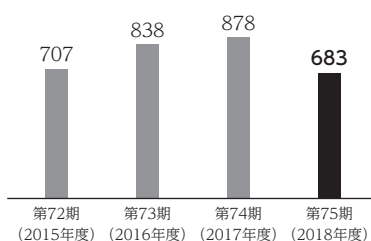
株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

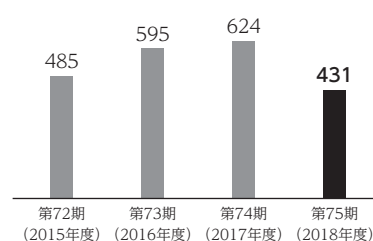
売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)

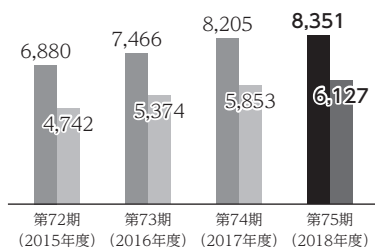


当期純利益 (単位：百万円)

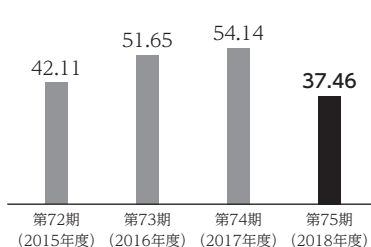


総資産/純資産 (単位：百万円)

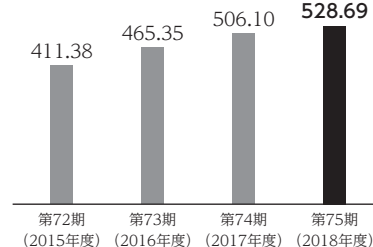
■ 総資産 ■ 純資産



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第 72 期 (2015年度)	第 73 期 (2016年度)	第 74 期 (2017年度)	第 75 期 (当事業年度) (2018年度)
売上高 (百万円)	6,582	6,892	7,367	7,147
経常利益 (百万円)	707	838	878	683
当期純利益 (百万円)	485	595	624	431
1株当たり当期純利益	42円11銭	51円65銭	54円14銭	37円46銭
総資産 (百万円)	6,880	7,466	8,205	8,351
純資産 (百万円)	4,742	5,374	5,853	6,127
1株当たり純資産	411円38銭	465円35銭	506円10銭	528円69銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社は、農業機械およびその他機械の製造、販売ならびに軸受加工を行っております。

		主 要 品 目
農 業 機 械	肥 料 散 布	ブロードキャスト、フレコンライムソーワ、ライムソーワ、ブレンドキャスト、ブレンドソーワ、コンポキャスト、自走コンポキャスト、フルーツキャスト、グランドエース
	飼 料 収 穫 (牧草・トウモロコシ・飼料イネ)	ディスクモア、モアコンディショナ、ロータリテッダ、ロータリレーキ、ツインレーキ、コンビレーキ、パワーロールベアラ、パワーカットロールベアラ、可変径ロールベアラ、ミニロールベアラ、自走ロールベアラ、自走小型ロールベアラ、クローラロールベアラ、コンビラップマシーン、自走ラップマシーン、リモコンラップマシーン、オートラップマシーン、フルオートラップマシーン、ミニラップマシーン、コーンハーベスタ、細断型ロールベアラ、細断型コンビラップ、細断型ホールクロップ収穫機、汎用型微細断飼料収穫機
	堆 肥 ・ 尿 散 布	マニアスプレッダ、自走マニアスプレッダ、パワープッシュマニア、パキュームカ、スラリータンカ
	除 雪 ・ 融 雪 剤 散 布	スノーブロワ、スノーエース、融雪剤散布車
	そ の 他	ジェットシーダ、リヤグレーダ、スプレーヤ、自走給餌車、フィンガーモア、ブームモア、オフセットシュレッダ、eポート、ミリングマシーン、ロールカッタ、ベールフィーダ、ベールチョッパ、ベールカッタ
軸 受 加 工		大型ベアリング旋削、転子旋削研磨

(5) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	三 重 県 名 張 市	東 北 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡 矢 巾 町
札 幌 工 場	北 海 道 札 幌 市	南 東 北 営 業 所	宮 城 県 黒 川 郡 大 衡 村
札 幌 営 業 所	北 海 道 札 幌 市	関 東 営 業 所	栃 木 県 小 山 市
豊 富 営 業 所	北 海 道 天 塩 郡 豊 富 町	関 西 営 業 所	三 重 県 名 張 市
北 見 営 業 所	北 海 道 北 見 市	中 国 営 業 所	岡 山 県 津 山 市
中 標 津 営 業 所	北 海 道 標 津 郡 中 標 津 町	九 州 営 業 所	福 岡 県 八 女 郡 広 川 町
帯 広 営 業 所	北 海 道 河 西 郡 芽 室 町	南 九 州 営 業 所	宮 崎 県 都 城 市

(6) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
265名	8名増	40.8歳	16.9年

（注）従業員数は就業人員です。なお、パートタイマーは含んでおりません。

(7) 主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社南都銀行	111百万円
株式会社日本政策金融公庫	47百万円
株式会社第三銀行	30百万円
三井住友信託銀行株式会社	30百万円
株式会社中京銀行	10百万円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,000,000株（自己株式2,471,074株を含む。） |
| (3) 株主数 | 4,389名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
タ カ キ タ 持 株 会	1,703千株	14.8%
タ ナ シ ン 電 機 株 式 会 社	695千株	6.0%
株 式 会 社 ク ボ タ	660千株	5.7%
株 式 会 社 南 都 銀 行	569千株	4.9%
株 式 会 社 第 三 銀 行	500千株	4.3%
タ カ キ タ 従 業 員 持 株 会	424千株	3.7%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	400千株	3.5%
ヤ ン マ ー ア グ リ 株 式 会 社	380千株	3.3%
井 関 農 機 株 式 会 社	300千株	2.6%
ア グ リ テ ク ノ 矢 崎 株 式 会 社	200千株	1.7%
日 本 ニ ュ ー ホ ラ ン ド 株 式 会 社	200千株	1.7%
株 式 会 社 や ま び こ	200千株	1.7%
株 式 会 社 丸 山 製 作 所	200千株	1.7%
株 式 会 社 ヤ ハ タ	200千株	1.7%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,471,074株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	1個当たりの 発行価額	1株当たりの 行使価額	権利行使期間	目的となる株式の 種類及び数
第1回新株予約権 (2016年6月29日)	436円 (注) 2	1円	2016年7月16日 ～2046年7月15日	普通株式100株 (新株予約権1個 につき100株)
第2回新株予約権 (2017年6月29日)	419円 (注) 3	1円	2017年7月19日 ～2047年7月18日	普通株式100株 (新株予約権1個 につき100株)
第3回新株予約権 (2018年6月28日)	542円 (注) 4	1円	2018年7月18日 ～2048年7月17日	普通株式100株 (新株予約権1個 につき100株)

(注) 1. 上記の新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりとなっております。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
- ・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。
- 2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と付与日における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり435円）を合算しております。
- 3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と付与日における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり418円）を合算しております。
- 4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と付与日における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり541円）を合算しております。

(2) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権の状況

名称	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式の数
第1回新株予約権	5名	220個	22,000株
第2回新株予約権	5名	220個	22,000株
第3回新株予約権	5名	250個	25,000株

(注) 監査等委員である取締役には新株予約権を付与していません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地	位	氏	名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長		松	本 充 生	
取 締 役 専 務 執 行 役 員		松	田 順 一	経営企画室長 山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長
取 締 役 専 務 執 行 役 員		沖	篤 義	管理本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員		益	満 亮	製造開発本部長 山東五征高北農牧機械有限公司 董事
取 締 役 執 行 役 員		川	口 芳 巨	海外営業本部長
取 締 役（常勤監査等委員）		西	口 義 久	
取 締 役（監査等委員）		桐	越 昌 彦	タナシン電機株式会社取締役
取 締 役（監査等委員）		奥	村 隆 司	

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室や会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、西口義久氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（監査等委員）のうち、桐越昌彦氏および奥村隆司氏は、社外取締役です。なお、当社は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、桐越昌彦氏および奥村隆司氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員であるものを除く。）	5 名	66,055千円
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （ うち 社 外 取 締 役 ）	3 名 (2 名)	13,320千円 (3,000千円)
合 計 （ うち 社 外 取 締 役 ）	8 名 (2 名)	79,375千円 (3,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第71回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)について月額6,700千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、別枠で2016年6月29日開催の第72回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額16,500千円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第71回定時株主総会において、月額3,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上として、次の金額が含まれております。
- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）5名 13,525千円
5. 監査等委員でない取締役の報酬については、監査等委員会の答申を受けた上で取締役会の決議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査等委員会への出席状況

	取 締 役 会 (1 6 回 開 催)		監 査 等 委 員 会 (1 7 回 開 催)	
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取 締 役 桐 越 昌 彦 (監 査 等 委 員)	15回	93.8%	16回	94.1%
取 締 役 奥 村 隆 司 (監 査 等 委 員)	16回	100.0%	17回	100.0%

ロ. 取締役会における発言状況

取締役(監査等委員)桐越昌彦氏および取締役(監査等委員)奥村隆司氏は、主に社外取締役の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 監査等委員会における発言状況

取締役(監査等委員)桐越昌彦氏および取締役(監査等委員)奥村隆司氏は、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な会計処理の判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 26,000千円

② 会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. 「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス規定」をコンプライアンス体制の基本とし、教育・研修等を通じて全員に周知、徹底する。
 2. コンプライアンスに係る通報体制として、「内部通報に関する規定」に基づき運用する。
 3. コンプライアンス状況について、「内部監査規定」に基づき、内部監査室が監査を実施し、その監査結果を社長および監査等委員会に報告する。
 4. 取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したときは、遅滞なく内部監査室に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」および「文書管理規定」に基づき適切かつ確実に保存管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

管理本部がリスクの総合管理を行い、「リスク管理規定」「与信管理規定」に基づき、リスクの洗い出し・評価を実施し、報告および対策を適切に講じる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」「業務分掌規定」「職務権限規定」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、重要事項については「常務会規則」に基づき常務会において多面的な検討をする。

- ⑤ 当社および関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、子会社および関連会社（以下「関係会社」という）に対する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し、企業集団として事業目的の遂行とグループ内で成長することを目的として、「関係会社管理規定」を制定する。
2. 当社と関係会社との間における不正な取引や会計処理を防止するため、当社において指導および内部統制に関する対応支援を行う。
3. 当社が関係会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理規定」に基づき当社管理本部が関係会社の経営内容を的確に把握するための財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を求める。また、関係会社の取締役等が効率的な業務遂行およびコンプライアンス体制の構築ができるよう、必要に応じて指導・助言を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会は、監査等に従事する使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取し、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制
1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況を報告する。
 2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人は、「監査等委員会規則」の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規定等において禁止する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）、当該費用または債務を処理する。
 2. 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担する。
 3. 代表取締役および取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員会と定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題や監査上の重要課題等について積極的に意見交換をする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

「反社会的勢力対策規定」および「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、反社会的勢力排除に向けて、警察や企業防衛対策協議会等の専門機関と連携し情報収集をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上ならびに内部監査室と連携した監査を実施することにより内部統制の実効性の向上を図りました。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための運用状況

- ・「取締役会規則」「業務分掌規定」「職務権限規定」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保し、取締役会を16回開催し、予算策定、設備投資等について審議しました。
- ・取締役会において、月次経営成績が報告され、経営目標の達成状況・経営課題およびその対応策について確認し、審議しました。

② コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・社内におけるコンプライアンスの徹底を図るため2ヵ月毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する教育・研修を積極的に行い、各職場でコンプライアンスミーティングを実施しました。
- ・職場の管理者は連携して、具体的遵守事項の指導、助言、教育、周知徹底、監視、監督を行い、相互牽制しながら業務を遂行できるよう啓蒙・強化しました。

- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の運用状況
 - ・ 情報セキュリティについては、当社の取り扱う様々な情報を漏洩リスクから回避するとともに、保有するすべての情報資産の保護と適切な管理を行うため、「情報システム業務管理規定」を定め、継続的な改善に努めました。
 - ・ 品質リスクについては、すべての品質情報が社長直轄の品質保証室に集められるシステムとなっており、毎月1回品質委員会を開催し、迅速、適切な処理について審議しました。
- ④ 監査等委員会に関する運用状況
 - ・ 監査等委員会は、必要の都度情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有しています。また、会計監査人との協議の機会を設けて、情報交換・意見交換を行うとともに監査報告・監査計画等を確認し監査上の課題等について状況把握を行いました。
 - ・ 常勤の監査等委員が中心となり、取締役会、経営企画会議にはすべて出席するほか、各種委員会、その他会議にも積極的に参加し、内部統制状況の改善に向けた具体的な検討、関連部署への指示・提言等を行いました。
- ⑤ 関係会社の業務の適正を確保するための運用状況
 - ・ 当社は、関係会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規定」に基づき、経営計画、決算および業務執行等に関し、定期的に報告を受けております。
また、当社の管理本部が関係会社の実地たな卸に立ち会い、たな卸資産の実在性を確認し、決算・財務報告等の適正性を確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,747,548	流 動 負 債	1,818,158
現 金 及 び 預 金	876,649	支 払 手 形	129,831
受 取 手 形	222,792	電 子 記 録 債 務	501,464
電 子 記 録 債 権	781,625	買 掛 金	284,570
売 掛 金	839,678	短 期 借 入 金	170,000
商 品 及 び 製 品	1,099,219	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	58,240
仕 掛 品	131,315	未 払 金	139,036
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	291,963	未 払 費 用	174,513
前 払 費 用	10,135	未 払 法 人 税 等	47,203
未 収 入 金	466,173	未 払 消 費 税 等	23,365
前 渡 金	27,564	賞 与 引 当 金	123,607
そ の 他 の 流 動 資 産	430	そ の 他 の 流 動 負 債	166,327
固 定 資 産	3,604,424	固 定 負 債	406,346
有 形 固 定 資 産	2,328,945	長 期 預 り 保 証 金	11,088
建 物	1,034,592	退 職 給 付 引 当 金	387,568
構 築 物	127,832	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,690
機 械 及 び 装 置	546,472	負 債 合 計	2,224,505
車 輜 運 搬 具	9,807	(純資産の部)	
工 具 器 具 備 品	36,320	株 主 資 本	5,813,465
土 地	562,248	資 本 金	1,350,000
建 設 仮 勘 定	11,670	資 本 剰 余 金	825,877
無 形 固 定 資 産	64,734	資 本 準 備 金	825,877
ソ フ ト ウ ェ ア	36,279	利 益 剰 余 金	4,255,224
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	28,455	利 益 準 備 金	204,500
投 資 そ の 他 の 資 産	1,210,744	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,050,724
投 資 有 価 証 券	763,096	別 途 積 立 金	3,550,000
出 資 金	7,260	繰 越 利 益 剰 余 金	500,724
関 係 会 社 出 資 金	152,512	自 己 株 式	△617,636
繰 延 税 金 資 産	90,110	評 価 ・ 換 算 差 額 等	281,710
そ の 他 の 投 資	198,189	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	281,914
貸 倒 引 当 金	△425	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△204
資 産 合 計	8,351,972	新 株 予 約 権	32,291
		純 資 産 合 計	6,127,467
		負 債 純 資 産 合 計	8,351,972

損益計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,147,914
売上原価	4,871,711
売上総利益	2,276,202
販売費及び一般管理費	1,643,534
営業利益	632,668
営業外収益	59,878
営業外費用	8,848
経常利益	683,697
特別利益	11,335
固定資産売却益	11,305
投資有価証券売却益	30
特別損失	77,523
固定資産廃棄損	398
投資有価証券評価損	77,124
税引前当期純利益	617,509
法人税、住民税及び事業税	154,626
法人税等調整額	31,037
当期純利益	431,845

株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準備金	資 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金	繰 越 剰 余 金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	1,350,000	825,877	825,877	204,500	3,050,000	684,168	3,938,668	△617,620	5,496,925
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立					500,000	△500,000	－		－
剰 余 金 の 配 当						△115,289	△115,289		△115,289
当 期 純 利 益						431,845	431,845		431,845
自己株式の取得								△15	△15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	500,000	△183,444	316,555	△15	316,540
当 期 末 残 高	1,350,000	825,877	825,877	204,500	3,550,000	500,724	4,255,224	△617,636	5,813,465

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	337,836	－	337,836	18,766	5,853,527
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立					－
剰 余 金 の 配 当					△115,289
当 期 純 利 益					431,845
自己株式の取得					△15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△55,921	△204	△56,125	13,525	△42,600
当 期 変 動 額 合 計	△55,921	△204	△56,125	13,525	273,939
当 期 末 残 高	281,914	△204	281,710	32,291	6,127,467

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

①関係会社出資金

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

③デリバティブ

時価法

④たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ④役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、2008年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、2008年7月以降新たな引当て計上は行っておりません。
- なお、当事業年度末における退職慰労引当金残高は、当制度の廃止以前から在任している役員に対する支給見込額であります。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①重要なヘッジ会計の方法
- (i)ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。
- なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (ii)ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針
- 当社の内規であります「為替リスク管理方針」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- ヘッジ手段…為替予約
- ヘッジ対象…製品輸入による外貨建買入れ債務および外貨建予定取引
- (iii)ヘッジ有効性評価の方法
- ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、振当処理によっているものについては、有効性評価を省略しております。
- ②消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (5) 会計方針の変更
- 該当事項はありません。
- (6) 表示方法の変更
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(7) 追加情報

(厚生年金基金の解散)

当社が加入しております「農業機械製造業厚生年金基金」（以下、同基金という）は、基金の解散方針の決定に伴い、解散認可を申請し、当社は、2017年11月27日付で厚生労働省より解散が認可された旨の通知文書を、2017年12月5日に同基金より受理しました。

同基金の解散に伴う費用の発生と業績に与える影響については、現時点においては合理的に金額を算出することが出来ません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①有形固定資産

建物	335,462千円
土地	203,732千円
計	539,195千円

②銀行根担保設定に供している投資有価証券

219,690千円

上記①および②に対する債務

短期借入金	130,000千円
一年内返済長期借入金	11,120千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,652,184千円

(3) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形等満期日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関休業日であったため、次の期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	48,955千円
支払手形	76,122千円
電子記録債務	92,029千円
その他の流動負債（設備関係電子記録債務）	5,298千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	156,577千円
-----	-----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	14,000,000株	—	—	14,000,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,471,050株	24株	—	2,471,074株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り24株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

(i) 2018年6月28日開催の第74回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 57,644千円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月29日

(ii) 2018年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 57,644千円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年12月3日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2019年6月20日開催の第75回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 57,644千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月21日

(4) 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 69,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	37,329千円
退職給付引当金	117,045千円
役員退職慰労引当金	2,322千円
投資有価証券評価損	43,009千円
ゴルフ会員権評価損	3,790千円
減損損失	7,313千円
未払事業税	6,259千円
その他	54,071千円
繰延税金資産小計	271,141千円
評価性引当額	△67,200千円
繰延税金資産合計	203,941千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	113,830千円
繰延税金負債合計	113,830千円
繰延税金資産（負債）の純額	90,110千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務および買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、全て短期借入金であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、海外営業本部が決済担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	876,649千円	876,649千円	－千円
(2)受取手形	222,792千円	222,792千円	－千円
(3)電子記録債権	781,625千円	781,625千円	－千円
(4)売掛金	839,678千円	839,678千円	－千円
(5)未収入金	466,173千円	466,173千円	－千円
(6)投資有価証券 その他有価証券	755,456千円	755,456千円	－千円
(7)支払手形	(129,831)千円	(129,831)千円	－千円
(8)電子記録債務	(501,464)千円	(501,464)千円	－千円
(9)買掛金	(284,570)千円	(284,570)千円	－千円
(10)短期借入金	(170,000)千円	(170,000)千円	－千円
(11)未払金	(139,036)千円	(139,036)千円	－千円
(12)未払費用	(174,513)千円	(174,513)千円	－千円
(13)未払法人税等	(47,203)千円	(47,203)千円	－千円
(14)長期借入金 (1年内返済予定含む)	(58,240)千円	(58,241)千円	(1)千円

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金、(5)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(7)支払手形、(8)電子記録債務、(9)買掛金、(10)短期借入金、(11)未払金、(12)未払費用、(13)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(14)長期借入金（1年内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額7,640千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

また、関係会社出資金（貸借対照表計上額152,512千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県その他の地域において賃貸用の土地、マンションおよび遊休地を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は20,129千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度減少額	当事業年度末残高	
316,849千円	△25,251千円	291,597千円	500,998千円

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 持分法損益等に関する注記

当社が有している関連会社は、利益基準および利益剰余金基準等からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	528円69銭
(2) 1 株当たり当期純利益	37円46銭
(3) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	37円26銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 タ カ キ タ
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカキタの2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、監査等委員会を定期的に開催し審議しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社タカキタ 監査等委員会
常勤監査等委員 西 口 義 久 ㊞
監査等委員 桐 越 昌 彦 ㊞
監査等委員 奥 村 隆 司 ㊞

(注) 監査等委員桐越昌彦及び奥村隆司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置づけており、経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めることにより、将来にわたり継続的、安定的に適正レベルの配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当事業年度の期末配当およびその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当について、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当5円を加えた年間の配当金は、1株につき10円となります。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

なお、この場合の配当総額は57,644,630円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、下記のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつもと 充生 (1956年1月6日生)	1978年4月 当社入社 2004年10月 当社営業部長 2005年6月 当社取締役貿易部担当兼営業部長 2007年6月 当社取締役技術部、貿易部担当兼営業部長 2008年6月 当社常務取締役農機事業部担当兼営業部長 2010年4月 当社常務取締役農機事業部担当 2011年4月 当社代表取締役社長(現任)	57,000株
	【取締役候補者とした理由】 松本充生氏は、代表取締役社長として経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
2	まつ だ じゅん いち 松 田 順 一 (1952年3月17日生)	1970年4月 株式会社南都銀行入行 2004年6月 同行榛原支店長 2005年10月 当社へ出向、社長室長 2006年6月 当社取締役電器音響事業部、品質保証部、企画 部担当兼内部監査室長 2008年6月 当社取締役軸受事業部、電器音響事業部担当兼 内部監査室長 2009年4月 当社取締役軸受事業部担当兼内部監査室長 2011年6月 当社常務取締役品質保証部、企画部、軸受事業 部担当兼内部監査室長 2014年6月 当社常務取締役常務執行役員品質保証室担当 兼内部監査室長、経営企画室長 2015年6月 当社取締役専務執行役員経営企画室長(現任) 2016年10月 山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長(現 任)	47,000株
【取締役候補者とした理由】 松田順一氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と当社の経営企画部門 等における豊富な業務経験を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取 締役候補者いたしました。			
3	おき あつ よし 沖 篤 義 (1955年2月15日生)	1977年4月 当社入社 2004年10月 当社総務部長 2006年6月 当社取締役総務部長 2014年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2017年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長(現任)	42,000株
【取締役候補者とした理由】 沖 篤義氏は、当社の経理・財務および人事総務の管理部門で豊富な経験と幅広い知見を有してお り、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	ます みつ りょう 益 満 亮 (1958年6月12日生)	1981年4月 当社入社 2009年7月 当社製造部長 2011年6月 当社取締役製造部長 2013年7月 当社取締役製造本部長兼本社工場製造部長 2014年6月 当社取締役執行役員製造本部長兼本社工場長 2016年10月 山東五征高北農牧機械有限公司 董事(現任) 2017年6月 当社取締役常務執行役員製造本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員製造開発本部長(現任)	34,000株
		【取締役候補者とした理由】 益満 亮氏は、当社の製造部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。	
5	かわ ぐち よし きよ 川 口 芳 巨 (1953年7月28日生)	1976年4月 丸紅株式会社入社 1997年10月 同社開発機械部部长代理兼開発機械課課長 2001年8月 トキコ株式会社海外営業部部长 2009年11月 当社入社 貿易部顧問 2011年6月 当社執行役員貿易部長 2012年6月 当社取締役貿易部長 2014年6月 当社取締役執行役員海外営業本部長(現任)	26,000株
		【取締役候補者とした理由】 川口芳巨氏は、長年グローバルに展開する海外営業部門に携わり豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。	

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	※ まつ 村 あつ き 松 村 篤 樹 (1960年9月21日生)	1984年4月 株式会社南都銀行入行 2013年10月 同行田原本支店長 2014年11月 当社へ出向、内部監査室室長代理 2015年6月 当社執行役員内部監査室長 2017年7月 当社執行役員内部監査室長兼品質保証室長 (現任)	一株
	【取締役候補者とした理由】 松村篤樹氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と当社の内部統制部門において豊富な実務経験を有しており、経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したため、当社の監査等委員である取締役候補者といいたしました。		
2	きり こし あき ひこ 桐 越 昌 彦 (1963年11月9日生)	1989年2月 タナシン電機株式会社入社 2002年4月 同社購買部長 2003年4月 同社総務・購買センター長 2004年4月 同社取締役(現任) 2004年6月 当社監査役 2015年6月 当社社外取締役【監査等委員】(現任)	2,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の業務執行者として豊富な経験や幅広い知見を有しており、監査等委員でない取締役の業務執行について、より客観的視点での監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。		

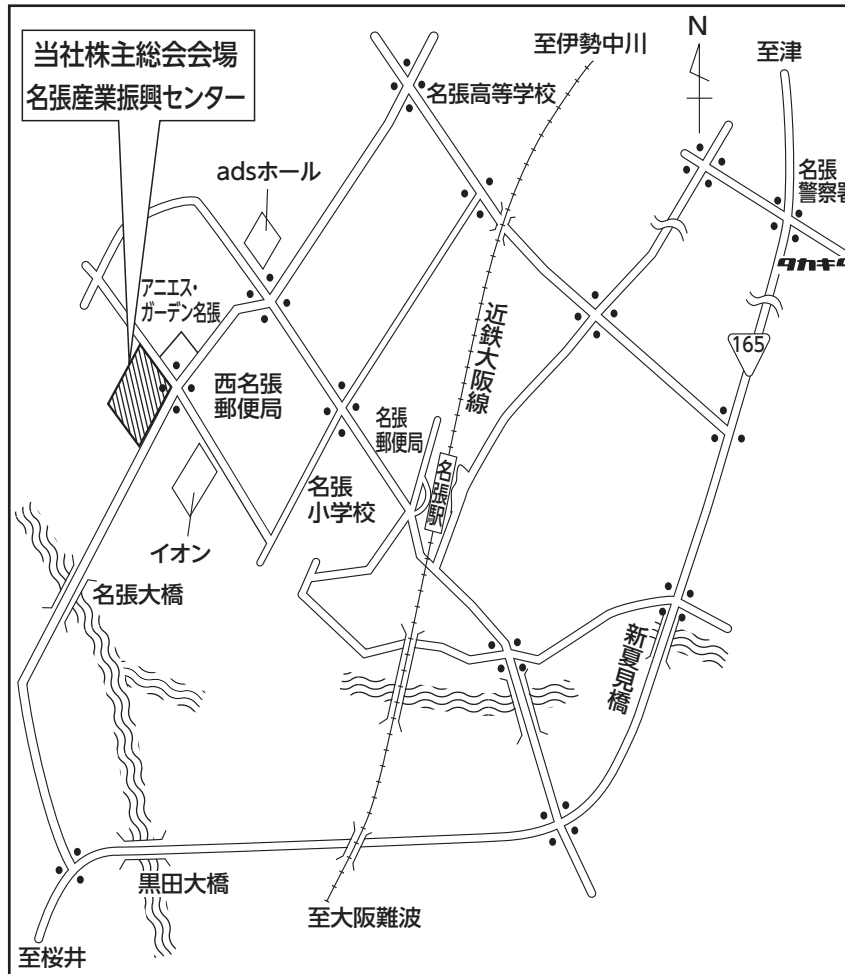
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	※ おき 恒 弘 (1952年11月11日生)	1977年11月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所 1981年9月 公認会計士登録 1992年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)社員 2001年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 2010年7月 有限責任あずさ監査法人パートナー 2015年7月 沖公認会計士・税理士事務所(現任) 2016年6月 岩崎通信機株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 株式会社宇徳社外監査役(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 沖 恒弘氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、監査等委員でない取締役の業務執行について、より客観的視点での監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 桐越昌彦氏および沖 恒弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、桐越昌彦氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、沖 恒弘氏につきましても、両取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 桐越昌彦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
6. 当社は、桐越昌彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、松村篤樹氏および沖 恒弘氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

三重県名張市南町822番地の2 名張産業振興センター 1階多目的ホール
近鉄大阪線 名張駅より徒歩約13分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

